

排出量取引

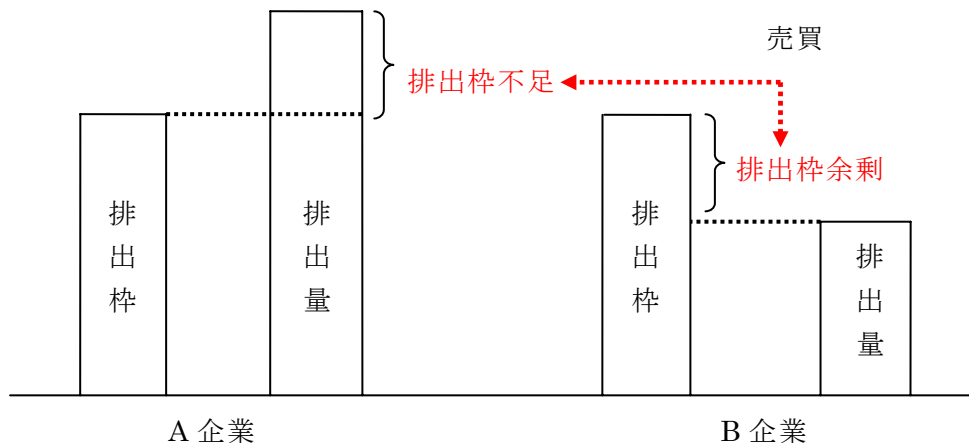
1. 排出量取引制度（ここではキャップ&トレード）の仕組み

- ①政府は一定の排出枠（温室効果ガスを排出できる権利：排出クレジット）を参加事業者に割り当てる。
- ②参加事業者は自らの排出量と同量を政府に提出しなければならない（キャップ）。
- ③排出量が割り当て枠を超えた参加事業者は、排出量が割り当て枠未満の事業者から排出枠を購入して（トレード）、政府に提出する排出枠を確保することができる。不足枠を補充できなかった参加事業者には罰則金が課される。
- ④自らは排出枠の割り当てを受けず、排出量の取引市場で排出クレジットを売買する業者（トレーダー）も存在しうる。



地球環境の保護（温室効果ガスの排出抑制）と産業成長（所要の排出量の確保）を両立させようとする仕組み

キャップ・アンド・トレードの概念図



排出量取引制度の種類

(1) 対象範囲による分類

- ①国際排出量取引制度 各国間で排出枠を取引する制度（京都議定書メカニズム）
- ②域内排出量取引制度 世界の特定の域内で排出枠を取引する制度（EU-ETSなど）
- ③国内排出量取引制度 特定国内で参加事業者間で排出枠を取引する制度（環境省自主参加型排出量取引制度）
- ④社内排出量取引制度 特定の企業内の各部門・部署間で排出枠を取引する制度

(2) 参加形態による分類

- ①自主参加型排出量取引制度 各主体が自主的に排出量の削減目標を設定し、その達成のために排出枠を取引する制度（環境省自主参加型排出量取引制度）
- ②参加義務型排出量取引制度 法律・条例等に基づいて一定の事業者に参加を義務付け、所定の排出枠を割り当てる制度